

日常会話における差別の（再）生産について
—ヘイトスピーチ（差別的談話）をミクロレベルで考える—

大塚 生子

工学部 総合人間学系教室
(2019年9月30日受理)

On (Re)Production of Discrimination in Casual Talk
—A Study of Micro-level Hate Speech (Discriminatory Discourse)—
by
Seiko OTSUKA

Division of Human Sciences,
Faculty of Engineering

Abstract

The term Hate Speech usually refers to highly affective discriminatory linguistic behavior that appears in public space such as street propagandas and online forums. Considering that prejudice and discrimination are also discursively (re)produced in lay people's daily conversation, the present paper insists that research on Hate Speech should expand its scope to micro-level discourse in the personal sphere. Naturally occurring conversation is analyzed to explore how and why interactants participate in the construction of discriminatory discourse. The discourse analysis reveals that interactants prioritize interactional norms such as politeness, based on mutually beneficial facework for harmonious relationship, over ethical codes of basic human rights. It is argued that the "tiny" social practice analyzed in this paper can bring about "true evil" which is described as the Banality of Evil by Arendt (1963).

キーワード ; ヘイトスピーチ (差別的談話), 談話分析, ポライトネス, フェイスワーク, ミクロレベル
分析

Keyword ; Hate Speech (Discriminatory Discourse), Discourse Analysis, Politeness, Facework, Micro-level
Analysis

生まれた所や皮膚や目の色で
 いったいこの僕の何がわかるというのだろう
 『青空』THE BLUE HEARS 1988年

1. はじめに

昨今、国内外の政治家や著名人等によるジェンダーや民族、宗教など特定のアイデンティティを有する人々に対する差別的発言が、マスメディアなどで取りざたされているのをしばしば目にする。従来から存在したであろうこのような発言が問題視され、「ニュース」としての価値を付与されるまでに人々が「差別」に対して意識的になったと歓迎すべきであろうか。公人の差別的発言は、マスメディアにおいてコメンテーターや専門家が行う批判（近年ではオンライン・コミュニティにおける一般の人々による多数の批判や、制裁の機能を持つ「炎上」も）を受けた結果、当人や関係各所による公式・非公式の謝罪や釈明が行われるのが昨今の定石である。

一方で、「在特会」のような差別主義団体の反社会的活動に関する報道も目をひく。実際、この種の団体に所属する活動家らによる非人道的な街頭活動や、実際的な犯罪行為などが、世界各地で後を絶たないようだ。特に、日韓関係の悪化が懸念される本稿執筆現在、両国の政治的軋轢が市井の人々の日常の語りにも影響を与えつつように思われる。

小林（2016）が指摘するように、後者の差別主義団体のような、悪意を持って差別発言を行う明らかなレイシストは、目立ちはするが、実はごく一部しかいない。多くは差別発言を声高に行うことに抵抗があったり、前者の政治家や著名人のように差別発言をとがめられたときには「ついうっかり筆（口）が滑ってしまった」（小林，2016：311）と言いつくしをしたりする人々である。彼らはたとえ差別的な偏見を心に持っていたとしても、またそれに基づいて差別的な発言をしても¹⁾、自分が行っていることは差別である、あるいは自分は差別主義者である、というレッテルを自分に貼ることはない。自分が行っていることはさておき、「差別」が良くないことであり、たとえ法に触れないまでも、差別発言は社会的制裁を受けうる恥ずべきものだという認識を、我々はまだなんとか共有している。

言語表現の「絶対的」な意味ではなく、文脈における実際的な機能を扱う語用論を研究する身として

は、一方にある公人らの発言のマスメディアによる選別的記述・引用がもたらす民衆への影響と責任を看過するべきではないだろう。しかし本稿ではメディア研究の視点はしばし置き、我々の日常会話において「差別」がどのように実践されているのかを、談話分析を通して明らかにしたい。テレビやインターネットで報道される差別主義団体の異常なパフォーマンスは、我々の日常会話における「ちょっとした罪のない悪口」とは関りが無いといえるのだろうか。

2. ミクロへの視点：「ヘイトスピーチ研究」の射程

一般に「ヘイトスピーチ」ときけば、おそらく上述した「在特会」が行ってきたような、街頭での扇動的活動が真っ先に思い浮かぶだろう。しかし実際は、こういったプロパガンダ的活動で用いられる言語行動に限らず、ヘイトスピーチとは人種、宗教、民族、国籍、性別、職業、障がいなど様々な特定のアイデンティティに基づいて個人や集団を、侮蔑したり攻撃したりするような言動を指すとされている。

ヘイトスピーチに関するこれまでの研究の多くは、主に集団による差別的プロパガンダや、オンライン・コミュニティにおける差別的イデオロギーの扇動的拡散など、社会の特定の集団に対する差別を助長する明示的で意図的な差別的言動を対象に、その多くが心理学や社会学、法学の分野で行われてきた。ヘイトスピーチ研究は差別に対する問題意識に基づくものであるため、最も顕著で実害をもたらす大規模で影響力のある集団的・意図的な差別的言語行動が中心的に研究対象にされてきたのは当然の帰結である。また、他者を迫害しようとする者や集団に対して罰則を与えることのできる法整備を後押しするというプラクティカルな方向を目指すのは、現状を鑑みると喫緊の要請であるともいえる。

一方で、どこまでを「ヘイトスピーチ」と見なすかについての境界は曖昧だ。「ヘイトスピーチ」はそのまま日本語に訳すと「憎悪表現」²⁾であり、この表現自体に扇動性や集団性は含意されていない。また、ヘイトスピーチに関する諸研究を概観してみても同様に、その定義に扇動的・集団的なもの、あるいは法的規制の対象に限定される表現が含まれるものは、管見の限りほとんど見当たらない³⁾。街頭活動に限らず、インターネット上で匿名でやり取りされ

る差別的談話を「ヘイトスピーチ」として取り扱うもの（高, 2015）もあることを考えると、特定の談話を「ヘイトスピーチ」とみなすには、「『不特定多数』に影響を与える」、あるいは「公共性のある空間で行われる」という要素が暗黙裡に含まれてきたといえるかもしれない。

van Dijk は人種差別のディスコースは次の2種類に分類できると述べている。

1. racist discourse directed at ethnically different Others
2. racist discourse about ethnically different Others

van Dijk (2004: 351)

1は被差別人種の人々に向けられる差別で、差別的表現を用いるのはもちろんのこと、マジョリティグループに属する人々に対しては用いない語彙や表現、統語を用いるといった言語レベルや、割り込み発話を行うといった相互行為レベルで起こる偏見に基づく差別を含む。2は被差別人種の人々について語られる差別であり、メディアで発信される情報、教室での談話、マジョリティグループの人々の日常会話などで起こる人種差別のディスコースである。

この分類に従うと、これまでのヘイトスピーチ研究は、主に前者に関わるものに焦点が当てられてきたといえるだろう。しかし街頭活動に見られる差別的ふるまいなどは、直接被差別グループの人々に向けられているだけでなく、オーディエンスを意識したパフォーマンスの側面も多分に含むため、1にも2にも該当する。また、インターネット掲示板上の差別的やりとりも同様、両要素を含んでいる。現代のコミュニケーションの多様性を考えると、両者は分かちがたく結びついているといえるだろう。

先に、従来の「ヘイトスピーチ」研究の対象とされてきたのは「不特定多数」「公共性」という要素に関連しているのではないかと述べたが、ある差別的談話を「ヘイトスピーチ」と見なすために「法規制の対象になるもの」などの明確な基準が必須でないのならば、実際には「不特定多数」や「公共性」というのは文化的・状況的文脈に依存する非常にあいまいな概念である。その上、「不特定少数」や「特定多数」に対してなら差別的発言を行っても「ヘイトスピーチ」とみなすほどの問題ではないのか、それ

では「特定少数」なら良いのか、という議論にもなる。「公共性」に関しても同様である。「ヘイトスピーチ」と呼ばれて社会的に問題視されてきたものと、呼ばれずに看過され続けてきたもの、「差別」という観点からみるとこれらの線引きは実際には非常にあいまいで困難であるといえるだろう。しかし仮に、「他者に影響を与えうる差別的言動」を、ある言論を「ヘイトスピーチ」と呼ぶための必要条件とみるならば、van Dijk 以下の指摘のように、日常会話において小声で囁き合われるような差別的言動もまた、「ヘイトスピーチ」の一形態と見なすことができる。

Much of what we learn about the world is derived from such everyday conversations with family members, friends, and colleagues. The same is true for ethnic prejudices and ideologies.

(van Dijk, 2004: 150)

同時に、使用される表現の明示性の問題もある。特に近年の在日コリアンに対するヘイトスピーチは、確かに、人間が同じ人間に対して発することとは思えないほど残忍で悪意に満ちていて、あまりに稚拙で非論理的であるために「目立つ」、深刻な社会問題である。しかし、表現が間接的であれば差別を助長しないわけではないわけではない。例えば、「外国人は犯罪を引き起こす」といった直接的な表現は、この一文のみで民族的偏見に基づく差別発言と見なしうるが、「あのレストランでは外国人が働いている」は文脈に戻さなければ差別として機能するかどうか判断することができない。さらに、仮に文脈において「差別だ」と非難されたところで、「そのような意図はなかった」と否定することができる間接的表現である。前者は「差別」であるが後者は「差別ではない」と、一体いかに正当化が可能であろうか。

直接的表現であれ間接的表現であれ、意図的であれ非意図的であれ、扇動的なパフォーマンスであれ小声の悪口であれ、発言主が公人であれ目の前の友人であれ、あらゆる差別的言動は差別を再生産するという意味で共通している。van Dijk (1992)は人種差別の再生産を、マイクロレベルでの個々の日常的な相互作用、談話、社会認知の「現実」として作られ、集団、地域、組織、国家といった中間レベルおよび

マクロレベルでの支配と不平等の構造およびプロセスで実現されるとする。

「ヘイトスピーチ」という表現がどこまでを包括するかについてこうもこだわるのは、我々の日常会話における「ちょっとした悪口」が、差別主義団体が行うような街頭での犯罪行為と決して無関係ではないことに我々は意識的であるべきだと考えるからである。すなわち、現在日本においてしばしば注目される扇動的な集団行動における「ヘイトスピーチ」や公人・著名人の差別的発言は、決して「我々」とは別の次元で起きている特殊な問題なのではなく、我々の日々の相互行為の結果として顕在化したものと見なすべきなのである。これまで、より多くの人々に、より大きな害を与える差別的談話が、真っ先に解決すべきものとして研究者らの関心を集めてきたことは、前述したように喫緊の社会的要請である。また、たとえ学術的にであれ、個人的な会話にまで介入され、評価の対象とされることに、人々が抵抗を覚えるであろうことも承知である。しかし、本稿は、これまで十分な研究対象とされてこなかった我々「普通の人々」の日常的な会話に、法的規制の対象となるものも含む「ヘイトスピーチ」というその同じラベルを貼ることによって、我々もこの「犯罪」の一端にいつでも加担しうるし、実際気づかず加担しているということに意識的であるべきであると主張しようとするものである。

本稿では以降、「差別的内容を含む談話」を「ヘイトスピーチ」と同義で用い、日常会話におけるそれを、談話を通して相互行為的に構築される差別の実践と捉える。そして、会話参加者がなぜ、どのように、差別の再生産に参加しているのかを、談話分析を通して相互行為の観点から考察する。

3. 「人はなぜヘイトスピーチ（差別的言動）を行うのか」という問い

「人はなぜヘイトスピーチを行うのか」という問いには、様々な学問領域における多様な視点からのアプローチが可能である。そしてこの問いが成立するからには、そこには潜在的に、「人はヘイトスピーチを行うべきではない」という命題・価値観が含まれている。したがってこの問いを考える際には、「人は（倫理的に、心理学的に、社会学的に、経済学的に、etc. 云々の理由で）ヘイトスピーチを行うべきではないのに」、「なぜ行うのか（何かしら、少なくとも彼らにとっては合理的な理由があるはずだ）」と言い換える視点が必要となる。本論では倫理的側面はし

ばし置き、相互行為の側面から、まず、「相互行為においてなぜヘイトスピーチは合理的な選択ではないのか（したがって行うべきではないのか）」について論じ、その後実際の会話の談話分析を通して差別がいかに関話において実践されるのか、そしてその合理的ではないと思われる選択を人々がなぜを行うのかを考えたい。

3.1 社会規範と自己呈示

3.1.1 van Dijk の「人種差別否定ストラテジー」

冒頭で述べたように、差別的言動が問題視される社会的風潮を鑑みても、差別は他者の人権を侵害する行為であり、「悪」である、というイデオロギーは、現代社会において支配的であるといえるだろう⁴⁾。

特定の社会における支配的イデオロギーに反する行為を行う際、通常、人は慎重になる。それが公人であり、また多少なりとも公的な場であれば、その言動は彼/女の社会的地位を脅かすことになるかもしれないし、我々一般人の間で起こる日々の私的な会話においても、相手から「倫理的ではない人」「反社会的な人」といった「不名誉な」評価を受けてしまう可能性があるからだ。

これを避けるために、人々が、自分が差別していることを否定しながら差別を行うストラテジーを用いることがこれまでに指摘されている (van Dijk, 1984 等)。van Dijk と研究協力者らは、オランダとカリフォルニアにおいて一般の人々に人種差別に関するインタビューを行い、その談話の中に以下のような、自分が差別主義者ではないと主張しながらもその実、談話において差別を実行する「人種差別否定のストラテジー」を見出した。

- 見かけ上の否定：我々は黒人に対して何も思うところはない、けれど…
- 見かけ上の容認：利口な人もいるけれど、一般的には…
- 見かけ上の共感：もちろん難民は大変だろう、でも…
- 見かけ上の無知：私はわからないが、…
- 見かけ上の弁明：申し訳ないけど、…
- 反転（被害者を責める）：彼らではなく、我々こそが本当の被害者だ…
- 転嫁：私は気にしないが、私の顧客が…
- (van Dijk, 2008: 151)

各ストラテジー後半の省略部分 (…) には、差別

的ステレオタイプに基づく発話が続く。これらのストラテジーが「見かけ上(apparent)」とされているのは、前半の肯定的な部分が「フェイス保持 (face-keeping)」や「印象管理 (impression management)」のように機能するからである (van Dijk, 2008: 151)。つまり、このようなストラテジーを用いて自分が差別主義者であることを否定する人々は通常、自分が人種差別を禁じる一般的、公的集団の規範に従うきちんとした市民であることを暗に示そうとしているのである (van Dijk, 1992: 91)。

van Dijk は主に、人種差別を社会的、認知的側面から論じているため、ここで用いられた「フェイス保持」や「印象管理」といった語についての詳細な説明は省かれているが、これらは社会学者 Goffman が、相互行為分析において考察した概念である。van Dijk 自身は差別の相互行為的側面に着目してはいないが、「差別否定は一般的に、明示的、暗示的な非難を想定して行われるもので、『防御』のストラテジーの1つである」(van Dijk, 1992: 91) (傍点筆者) という記述からも推察できるように、彼の行ったインタビューという行為もまた、インタビュワーとインタビュイーとの相互行為である以上、インタビュワーからの非難(言語的に表明されなくても、否定的に評価されること)を避けるために使用されたものと考えることができる。可能性としては、インタビュワーが「権威ある研究者」であるためなおさら、インタビュイーはその権威に鑑みて、否定的な評価(明示的であれ暗示的であれ)を付与されることを避けるためにこのような差別否定のストラテジーを積極的に用いたとすらいえるかもしれない。いずれにせよ、相互行為における相手からの視線を抜きに、談話における差別を語ることはできない。

3.1.2 相互行為における Goffman の自己呈示と品行

Goffman (1959)によると、我々は相互行為においてまるで役者(actor)が演技をするように「パフォーマンス(performance)」を行っているという。パフォーマンスとは、「ある特定の機会にある特定の参加者がなんらかの方法で他の参加者のだれかに影響を及ぼす挙動の一切」(Goffman, 1959: 18)と定義されており、我々是对面的相互行為の際に、相手に自分の利益となる印象を伝達するよう自分の挙動を操作するものとされている。そこには言語表現のみならず服装、態度等のふるまいも含まれ、その場において相手に持ってもらいたいと願う自己像にあわせて

それを統制・表出して見せようとする一つまり印象管理を行う一のである⁵⁾。受容者はこのような行為者の振る舞いを自分の過去の経験から判断し、特定のグループや印象と結びつけて評価を行っている。したがって我々は、「自分の演技を適切な表現によって生き生きとしたものにするよう心を配り、また現に他者に与えられつつある印象をそこなうような表現を自分の演技から排除すべく留意し、さらには自分の意図していない意味を観客が勝手に読み込んだりしないよう配慮しなければならない」(ゴッフマン, 1959)。

また、Goffman 自身は言及していないが、自己呈示とそれに伴う他者からの評価という観点は、Goffman の別の概念である「フェイス(face)」とも関連する。Goffman (1967: 5)は、フェイスを「ある特定の出会いのさい、ある人が取っていると他人が想定する方針にそって、その人が自分自身に要求する肯定的(positive)な社会的価値」と定義し、誰もが持っている相互行為上の「自分に関するイメージ(image of self)」と捉える。相互行為において通常人は、演じられた「自己」を互いに承認し合い、自分のみならずその場にいる人たちのフェイスも立てるよう行動することが期待されるのである。

このようなフェイスに基づく相互行為儀礼は「表敬(deference)」と「品行(deference)」から成る。表敬とは「相手についての高い評価を適切に当の相手に対して伝える手だてになる行動」(ゴッフマン, 2002: 56)と定義され、他者に敬意や好意を表すものである。一方の品行は、身のこなしや着衣、ふるまいといった自己呈示を通して「その場にいる人たちに対して、自分がまわりからみて望ましい性質もっている人間であること、あるいは望ましくない性質もっている人間であること、を表現すること」(同, 77)とされる。もちろん状況によって異なるが、「良い品行」を示すためには「りっぱに」「正しく」振る舞う必要があり、ここには「分別ある誠実さ、自己主張の慎み、言葉と物腰の自制、スポーツ精神、感情・思考・願望の抑制、緊張状態での落ち着き」などが含まれる(同, 77)。このような「良い品行」は、相互行為の相手としての資格を有した人間であると相手から判断されるために必要となるものである。

しかし、品行は自己申告によっては達成されない。つまり、自分はこれこれの属性を持っていると主張したとしても、それ自体で良い品行を示せるわけで

はなく、実際には他者による判断・解釈にゆだねられている。我々は他者の目（評価）を通して自己の品行を作り上げるのである。そして、「他人たちがその人の行為を解釈することを通じて、他人たちに自分のなかに見つけてほしい種類の属性を、他人たちがその人に付与してくれるのを期待しつつ、その人は自分なりに工夫はできる」（ゴッフマン、2002: 78）と述べられているように、自己呈示を通して望ましい属性を持った自己像を認められるよう印象操作を行おうとするのである。

差別を行うことを一般的な社会規範に反する行為であるとするならば、差別的言動はその人の「悪い品行」を示すことに他ならない。「差別をする人間」という否定的な属性を付与され一言い換えるとそのような「レッテル」を貼られ、相互行為の相手として、つまり人間関係を継続するに値する尊敬できる相手としての資格を失うことになるかもしれないことを、人々は恐れるのである。これは前述の van Dijk の研究にも表れている。van Dijk のインタビューたちは、自分が差別を行っていることを否定して良い品行を保とうとするが、その中に van Dijk は偏見に基づく差別を見出しているのである。このことは、つまり、インタビューらの印象操作は思惑通りにいかなかったことを意味する。

Goffman は品行を「エチケット」と同等に記述しており、個別の多様な相互行為状況を分析の範疇に入れていないが、品行が相手からの評価である限り、全ては状況ごとの相手の価値観や相手との人間関係に依存している。例えば相互行為の相手が差別主義者であることが自明の場合、自分もその同じ対象に対して差別を行って見せたとしても、否定的な評価はされず、「品行を失う」ことにはならないといえるだろう。しかしそれも、実際には相手の価値観に照らし合わせた「程度」の問題である場合もある。広い意味では同じ価値観を共有していたとしても、例えば相手から「度を越している」と感じられると、否定的な評価が行われるかもしれない。

このように、一般的に社会規範から逸脱すると考えられている差別のような行為は、相手から否定的に評価され、自分の品行を失う危険性の高いものである。相互行為の相手の信条について多少の知識があったとしても、厳密にいうと、具体的にそれがどの程度なのか、どのような言語表現なら信条を共有する者として肯定的な評価を得られる範囲なのかを理解していなければ、むやみな自己呈示は自身の品

行を危険にさらすことになる。我々は、従って、日々、その場その場において想定される「良い品行」を参照し、ある振る舞いがどの程度自分の品行を損なうか、また良い品行を呈示することになるかを（意識的・無意識的に）推測しながら相互行為を行っているのである。

このように、自己呈示と品行の側面から考えると、差別の実践は品行を失う危険を伴い、肯定的に評価されない自己を呈示してしまう可能性のある行為であり、（倫理的側面はさておき）相互行為的観点からは避けることが合理的だと考えられるのだ。

3.2 談話分析

本稿で問題とする差別の対象は、「東アジア系旅行者」と「知的障がい者」である。現代日本においてより甚大な被害を被っているのは、在日コリアン、被差別部落出身者や、少なくとも市井レベルでは未だ解消されない女性、性的マイノリティ等だといえるだろう。それぞれの対象ごとに個別の詳細な分析を行うとすると、それぞれに異なる歴史的・文化的・社会的背景があり、「差別」とひとくくりに考えることはできないかもしれない。しかし van Dijk の研究が示している「差別は悪である」という共通基盤を、少なくともある程度は市井の人々が共有しているとするならば、前項で示した自己呈示や品行の観点から、「差別」という社会規範から逸脱する行為を相互行為的に行う場合、共通した構造が見られることが予期される。

3.2.1 談話例 1：東アジア系旅行者

以下の談話例 1 は、大阪府下のある喫茶店において行われた男性二人（60～70 代）の友人間会話からの抜粋である。

【談話例 1】

- 1A: ●●〔旅行先地名〕でもな
 2B: おん
 3A: ○○〔地名〕からバスで行ったんやけどな
 4B: △△〔地名〕か
 5A: いや○○からバス出てるやろ、●●へ／／向かって
 6B: あーあーあー
 7A: あれや、外国人の集団がな
 8B: 中国人か
 9A: いや中国人か韓国人か分からんけどな、あ／／れや
 10B: 集団か

- 11A: うんいやいや、首からカメラみたいなもの下げてな？、集団で乗り込んできよって
 12B: あーどこに／／***
 13A: かなんがな [かなわない], ○○道 [高速道路] でやったらな, ／／****
 14B □□ [高速道路名] か
 15A: いや□□ [高速道路名] やなくて
 【中略：道路, 旅館の場所, 料理 (方法)】
 16A: 風呂もあいつらおっさんら5人や
 17B: {笑い}
 18A: いや今日びな, こんなんゆうとったらあかんのやろけどな？
 19B: そやかて実際迷惑被るもん, ガヤ／／ガヤきよったら
 20A: 旅館にとったら, 収入源になるんやろからな
 21B: 収入源にな

抜粋は、A が (B を含まない) 友人グループで旅行に出かけた際の、旅先に向かうバスのお話から始まる。

公共交通機関であるバスのお話において、7A「集団」という表現は否定的な語りのフレームの導入になりうる。Gumperz(1982)は「コンテクスト化の合図(contextualization cues)」を、「文脈上の前提を伝えるのに役立つあらゆる言語形式上の特徴」(131)と定義しており、統語的・語彙的特徴やコードスイッチング、韻律的特徴、定型表現などのメタメッセージや、フレームを聞き手が理解するときの手助けとなる言語的特徴であると述べている。これらが文脈の前提を伝えることができるかどうかは、会話参加者がその意味に暗黙のうちに気づくかどうか依存している。また、話し手が意図的にこれを用いる場合もあれば、意図せずとも聞き手が察して素早く呈示されたフレームを理解することへの手助けになる場合もある。

7A の場合は、公共交通機関であるバスにおける「集団」が引き起こしうるステレオタイプのな「迷惑」というイメージと、「外国人」という語彙の組み合わせにより、動作主である「外国人の集団」に対する否定的な経験語りのフレームが始まることを B に予期させたものと考えられる。この段階で A が具体的に何を「迷惑」だったと語ろうとするのか、B には不明のはずであるが、8B は 7A の発話のうち、「外国人」に焦点を当て、相づちを発展させて「中国人か」と、「外国人の集団＝中国人」というステレオタ

イプに基づき A のフレームに積極的な参与を見せる。「外国人」に焦点を当てる発話を行うことにより、B は 7A の呈示した「迷惑」の対象を「外国人」、また特に「中国人」に方向付けているといえる。

しかし 9A が国籍の断定を避けたことで、10B も国籍ではなく集団の方に焦点を移す。

続く 11A は侮蔑的な印象を与える韻律で発せられている。van Dijk(2008)は、差別は韻律、統語、語彙、スキーマ、スピーチアクトなど、様々なレベルで起こることを指摘している。「集団で乗り込んできよって」の主語は省略されているものの、文脈上「外国人が」であり、「乗り込んできよって」に含まれる「ヨル」は関西方言の卑罵語で、動作主に対する否定的な態度と行為のダウングレードを表す。この発話によって、A の語りにおける否定的視点が「外国人」に強く置かれていることがわかる。外国人の集団がカメラを携帯していることが A に「迷惑」になるとは思えないが、「迷惑な外国人観光客の集団」を否定的に描いて見せる道具として、ステレオタイプカルな「カメラ」が動員されているのだろう。しかも、「カメラ」ではなく「カメラみたいなもの」とぼかし表現を用いることにより、(彼がテクノロジーの進歩についていっていないと解釈すべきなのか、外国人は特殊な「カメラみたいなもの」を使っているかもしれないという意味なのかは不明だが)「自分には理解できないもの」として、それを所持する「彼ら」と自分との異質性が強調されている。

12B は明確に聞き取れないが、「あー」という相づちを打ち、A の状況への理解を示すことで、A の否定的態度およびフレームを承認するものになっている。12B と 13A とのつながりも音声不明瞭のため明らかではないが、13A は引き続き、「かなんがな (かなわない)」、つまり「負担が大きいためそれに耐えられない」との評価を行う。ここまでのやり取りでは、(おそらく東アジア系の)外国人が複数人、カメラを携えて A と同じバスに乗ったことしか述べられておらず、A が「かなわない」という表現を用いるに至る具体的な「迷惑」の内容は語られていない。A はその後続けて何かを語ろうとするが、A の ○○道という高速道路への言及の方がこの時の B にとっては顕在的だったようで、道路の話にフレームが移っていく。この後はバスがどの道を通ったのか、宿泊した旅館の場所、出てきた料理、料理の調理法などの話が続き、「外国人」への言及はしばらく行われない。

しかし宿泊した旅館での話が進む中、その浴場の話題として、16Aで再び「外国人の集団」が登場する。16Aで外国人の集団に対して用いられている3人称代名詞「あいつら」は卑下語に分類されるものであり、「おっさんら5人」と、男性が複数人で連れ立って風呂へ入る状況への否定的態度が、選択された語彙にも、それを語る韻律にも表れている。しかし中略の部分で語られた内容では、この時A自身も仲間数人と一緒にその場において風呂に入っているはずで、自分たちも「連れ立って風呂に入るおっさんの集団」なのである。ところが自分(たち)とは異質のものである「あいつら」という、自己/他者のカテゴリー化が行われた状況下では、その他者と全く同じことをしたとしても、他者に付与した否定的評価は自己には反映されない。そして17Bは笑いにより、Aの呈示した侮辱的な文脈をサポートする。

しかし次の18AでAは突如「今日びこんなんゆうとったらあかんのやろけどな」と現代の社会規範を持ち出し、外国人の集団に対して自分が呈示してきた態度に対し自分自身で否定的な評価を行う。「今日び…あかん」ということは、かつてはよかったのかと反論したくはなるが、ここでAは、自分は時代の変化に付いて行っており、現代の社会規範を解する人間であるということを示すと同時に、それに反する態度を自分が表明したことへの反省を表明して見せている。このような自己を否定的に呈示する行為は一見自己フェイスを自ら傷つける行為であるかのように見えるが、「謙遜」が自己卑下を代償として慎み深さという評価を得ると同様、「良い品行」を示す働きをする。そして同時に、これもまた「謙遜」と同様、相互行為の相手には、それを否定し、相手が自ら貶めて見せた自己フェイスを補償してやるという相互行為上の期待・義務が発生する(大塚, 2016)。

ここでBの次の返答に相互行為上期待されるAのフェイスへの補償には2方向ある。1つは、「あなたは差別をしていない」あるいは少なくとも「そんなにひどい差別をしていない」、または「差別をしても仕方ない状況だった」というような、Aの呈示した「差別主義者」像の否定やその程度の軽微化である。もう1つは、Aが参照している「現代の社会規範」、つまり「差別をしてはならないという規範はない」、あるいは「差別をしてはいけないのが間違っている」という規範に反対する方向の否定である。これにより、そもそもAには自己フェイスを損なう必然性が

ないのだという態度を示し、Aの自己卑下によるフェイスのダウングレードを無効化できる。

19Bは前者を選択し、Aが参照した社会規範の存在を認めつつも、「そやかて(そうは言っても)」, 外国人が集団で来ると「実際迷惑を被る」として、Aの差別的発言(社会規範からの逸脱)を正当化することでAのフェイス補償を行う。仮に後者が選択されたとすると、「差別をするべきではない」という規範はA自身が呈示したものであるため、結果的にAの価値観に対する否定を含意してしまう。「では何が差別か」という繊細な議論に発展する可能性も内包し、さらにBはAの規範的であろうとする自己呈示とは対照的な、「規範など存在しない」という無法者の自己呈示を行ってしまうことになってしまうだろう。

19Bでは実際にどのような迷惑を被るのかは明示されていないが、例として「ガヤガヤ」という騒々しい状態を表すオノマトペを使用して「迷惑」に合理的な(体を装った)根拠を与え、この主張を補強しようとする。

ここでBが行っているのは、自分たちこそ何らかの迷惑を被っている「被害者」であり、いわゆる「差別」と呼ばれて社会で糾弾されている種のものには該当しない、という責任転嫁による正当化である⁹⁾。このことによりBは、Aの否定的自己呈示を否定して相互行為上の期待に応え、Aがダウングレードした自己フェイスへの補償を行うだけでなく、その枠組みに参加してきた自分自身のフェイスをも救済することが可能になる。

しかし20A「旅館にとったら収入源になる」という発話は、19Bで述べられた「迷惑」を前提とした上で、「その迷惑を上回るメリットがある」から旅館側が彼らを受け入れるのは仕方がないのだと、外国人を受け入れることに対する寛容さを見せるものである。つまり、19Bは差別自体が良い品行を失う行為ではないと自らの反社会的立場を明示してまでAのフェイス補償を行ったにもかかわらず、20Aではこれへの同意が示されず、Bだけが差別主義者として取り残されたことになる。これを受けて、21BでBはもはや差別の正当化という立場を放棄し、20Aの発話の一部を繰り返して相づちを打つことにより、Aの反省に同意を示す形で自らも良い品行を示し、Aと同じ立場に自分を位置づける。

3.2.2 談話例2：知的障がい者

次の談話例2は、同じく大阪府下のある喫茶店において、30代のママ友間で交わされた会話からの抜粋である。彼女らの息子は現在異なる中学校に進学しているが、同学年で小学生時代のクラスメートである。息子たちは現在も親しい付き合いをしており、互いの自宅を行き来する仲である。従って会話参加者らは互いの息子とも直接の付き合いがある。

抜粋はCの息子の進路について話している場面である。Cの息子には発達障害が疑われ、小学校時代から特定の科目のみ特別支援学級で授業を受けていた。現在中学校では特別支援学級に所属している。

【談話例2】

1C: 多分ー (1.0) どうなんやろ (1.0) なんてゆうかそうゆう、支援?、のー

2D: うん

3C: てゆう話は、ゆわれてる

4D: あ、高校にもそうゆうのあるんや

5C: うんー

6D: そうゆうとこ

7C: うん

【中略】

8C: までもでも、今学校から言われてるのはー

9D: うん

10C: 結構もう、なんやろ、もうほんまになんか支援、ほんまにもう支援の

11D: うん

12C: 学校?

13D: えなんか、ほんまに、／／知的障がいがある子とか

14C: うん

15D: ／／の?

16C: うんうんうんうん

17D: それはちょっとかわいそうじゃない?

18C: うーん

19D: やりたいことできるんかな

【中略】

20D: えでもそんなんじゃ全然ないことない?全然そんなんじゃないよ、なんか

21C: でもー、一応病院でゆうかー応行ったときにー

22D: うん

冒頭部分では、高校進学について、Cが息子を普通高校ではなく特別支援学校に進学させることを中学校から勧められていると述べている。現在中学校で特別支援学級

に所属していることは、抜粋以前の部分でC自身によって述べられているが(Dはそのことについては以前より既知)、1Cにも表れているように、Cは「特別支援学校」をどのように表現すればよいのか逡巡し、「多分」「どうなんやろ」「なんてゆうか」「そうゆう」などのヘッジ発話と長い間を用いてから「支援」という表現にたどりついている。Dはそれについての知識がないようで、4D「高校にもそうゆうのあるんや」と返答している。

10CでCは、「知的障がいの程度の重い生徒」が進学する学校に進学するよう現在息子が通う中学校から勧められていると述べようとしているが、1Cと同様、「結構もう」「なんやろ」「もうほんまになんか支援」と、障がいの程度の重いことを直接的な表現を用いずに表現しようとする。ここで「知的障がい」という表現を用いなかった理由は、単にその表現が思い浮かばなかったのか、「知的障がい」というラベリングが差別的な響きを帯びる可能性に配慮してなのか、あるいは自分の息子が進学することになるかもしれないグループに「知的障がい」というラベルを貼ることに躊躇したのか判断できない。しかしDはCのいわんとしていることを、13D「知的障がい」と明確な表現を用いて確認する。しかしDもまた、「え」「なんか」「ほんまに」「とか」のようにヘッジを用いており、「知的障がいがある子とか」でいったん止まった後、15D「の?」と疑問文を完成させ、自分の表現がCの同意を得られるかに注意を払っているといえる。16C「うんうんうんうん」という積極的同意は13Dの「知的障がいがある子とか」の後、15Dとほぼ同時に発せられており、Dの用いた表現を受容し、Dの発話を促すものになっている。この部分では、C、D両者とも、特別支援学校や知的障がいに対する表現やその表明の方法において、互いの反応を伺いながら慎重に振る舞っているといえる。

続く17DでDは、その学校にCの息子が入学することを「それはちょっとかわいそうじゃない?」と述べる。19D「やりたいことできるんかな」からも推察されるように、ここでDは、話題に上っている特別支援学校を重度の知的障がいを持つ生徒がのみが進学する場所だと見なし、そのような学校にCの息子を入学させるとCがやりたいようなことができないのではないかと疑問を呈しているのである。これは知識の欠如とステレオタイプに基づく主張であるといえる。

「かわいそう」という表現を用いることは、Cの息子の障がいの程度を軽度に捉えているという態度の呈示になっていると同時に、知的障がい者および特別支援学校に対する否定的な評価の呈示にもなっている。しかしこれにより、「彼ら」とは異なる属性を持つものとしてCの

息子を描き、特別支援学校に入学することを中学校から提案されたことを打ち明けた C のフェイスを補償するものになっていると考えられる。

20D でも同様、知的障がいのことを「そんなん」と表現し、「そんなんじゃ全然ないことない？全然そんなんじゃないよ」と、たとえ C の息子が中学校から特別支援学校に進学することを提案されていたとしても、C の息子は「彼ら」と同じ「否定的」なカテゴリーに分類されないということを強調し、C のフェイス補償を行おうとしていることが見て取れる。

4. 「悪」が「善」に変わるとき

4.1 談話例に見られるポライトネスとフェイスワーク

差別の（再）生産を我々の日常会話に見る際に考えるべきなのは、これらの談話例に見られるように、そこが差別の（再）生産の場であると同時に、自己呈示とフェイスワークを通じた人間関係構築の場でもあるということである。

Brown and Levinson (1987, 以下 B&L) に代表される多くのポライトネス研究が明らかにしてきたように、相互行為では相手との人間関係を円滑に保つために、互いのフェイスを侵害しないよう振る舞うことが選好される。B&L のポライトネス理論は、Goffman (1967) のフェイス概念を以下のように 2 種類に分類し、彼らのポライトネス理論の鍵概念とする。

negative face: the want of every 'competent adult member' that his action be unimpeded by others.

positive face: the want of every member that his wants be desirable to at least some others.

(B&L, 1987: 62)

相互行為において、相手のフェイスを侵害する行為は「フェイス侵害行為 (Face Threatening Acts / FTA)」と呼ばれ、相手との円滑な人間関係を構築・維持するために避けるべきものとされている。例えば、「相手の意見に反対する」ことは、「他者から認められたい」というポジティブ・フェイスを侵害する行為となりうるため (当然諸要素に拠るが)、この言語行為の FTA 度合いを軽減して伝達するための言語ストラテジーが選好されるのである。ポジティ

ブ・フェイスの侵害を避けたり、補償したり、高めたりするストラテジーをポジティブ・ポライトネス・ストラテジー、ネガティブ・フェイスに対するそれを、ネガティブ・ポライトネス・ストラテジーと呼ぶ。

また、特に友人間など、絶対的権力や社会的地位の差を考慮する必要のない対等な関係にある者同士の相互行為では、フェイスはそのレシプロカルな性質上、同程度に保たれている必要がある。相手から FTA を受けて不快な気持ちになれば、相手のフェイスを何らかの形で同程度に侵害することによって相対的に同程度に戻したり (三牧, 2008)、言い訳や自慢話などによって自分自身で侵害されたフェイスの回復を図ったり (大塚, 2014) 等、双方のフェイスのアンバランスを修正する必要がある。しかしそもそもこのような必要が生じないよう、ポライトネス・ストラテジーを用いた互恵的なフェイスワークが選好されるのである。

談話例 1 における A の語りへの B の積極的参与・支持は、このような互恵的フェイスワークに基づくポライトネスであると捉えることができる。4B「○○ (地名) か」、8B「中国人か」のように、A の語りに対する先取り発話を行うことは、A の語りへの承認を表している。8B「中国人か」についてはさらに、A が明示するより先に自身の偏見を表明することにより、A が差別的態度を表明しやすくしている。これらは、両者の仲間意識を高め、A のポジティブ・フェイスを高める働きをしている。

18A 以降ではより繊細な相互行為的フェイスワークが見られるといえるだろう。18A で示された、自身の差別的態度への反省は、「差別は良くないことだ」という一般的な社会規範に照らし合わせた「良い品行」の呈示であると同時に、形式上は自らへの否定的評価という自己フェイス侵害にもなっている。B はこれを補償してやる必要があるため、A の差別の正当化を行い、A が反省する必要はない、つまり、そもそも当該の差別に関して A が自己フェイスを侵害する必要がないことを示す。このことはまた、自分も A と同じ外国人に対する差別意識を持っているということを伝え、二人の共通基盤を呈示するポジティブ・ポライトネスにもなっている。A は 19B で述べられた「迷惑」という評価を否定せず、「ガヤガヤ」と「迷惑」ではあるが「旅館にとって収入源になる」ために (仕方なく) 受け入れる必要があるという見解を述べ、19B で呈示された共通基

盤（外国人観光客は迷惑）を承認する。一方で、受け入れざるを得ないという見解を示すことは、19Bの差別の正当化を一部否定するものであり、外国人観光客への「寛容な」態度を示し、Bよりも高い品行を示すことになる。この発話は、Bのヘフェイス侵害行為であり、Bのフェイスはこの時点でAよりも低く呈示されていることになる。これに対しBは21Bで、自らも20Aの「寛容さ」に同意を示すことにより、外国人観光客の受け入れを許容し、Aと同等の「良い品行」を示して、自己フェイスの回復を行っている。

談話例2では、Cの息子が入学を勧められた特別支援学校に通う生徒を「知的障がい」という名称でカテゴリー化することに対し、両者は相手の態度を探るべくヘッジ発話等を用いた交渉を行っている。そして一旦Cの賛同を得て「知的障がい」をカテゴリー化した後、DはCの息子が「彼ら」と同じグループに入ることにに対し17D「それはちょっとかわいそうじゃない？」と述べる。このことはCの息子が特別支援学校に入る可能性をCのフェイスロスと捉え、それを補償するものであると考えることができる。その後も、20D「そんなんじゃ全然ないことない？全然そんなんじゃないよ」と徹底して「知的障がい」というカテゴリーからCの息子を除外し、Cのポジティブ・フェイスに対する補償を行おうとしている。

このように、会話参加者らは差別の談話をめぐって、相手の態度を探りつつ、同意や積極的参与、カテゴリー化などのポライトネス・ストラテジーを駆使して、互いのフェイスへの配慮や自らの品行の交渉を行っているのである。

4.2 ポライトネスの功罪

以上の考察から、日常会話における差別の談話構築には以下の特徴があると考えられる。

まず一点目に、この談話構造が、Eggins & Sladeが論じる「ゴシップ」の構造と同じ特徴を備えており、ゴシップが相互行為上果たす機能と同等の機能を持つ点が挙げられる。Eggins & Slade(1997)はゴシップについて、「第三者への焦点(Third Person Focus)」と「振る舞いの具体化(Substantiating Behaviour)」の段階が必要であると述べている。まず「第三者への焦点」によって会話参加者以外の人間を挙げ、「私たち(us)」と「彼(女)(ら)(them)」を使用することでグループ内の仲間意識を構築し、維持する。そして「振る舞いの具体化」の段階に移り、その第三者に対して否定的評価を下す。「振る舞いの具体化」の主要な機能は、その人の行き過ぎた不適

切な振る舞いについての証拠を与えることにあるという。

これは、van Dijkによって指摘されている差別的談話の構造とも共通するものである。van Dijkは差別には我々(We)と彼ら(They)の二項対立が内在することを繰り返し主張している。Theyを否定的に描写することにより、Weの価値を相対的に上げることを可能にするのである。

談話例1でAとBは、「あいつら」と「自分たち」というWe/Theyの枠組みを導入し、まず語彙や韻律のレベルで暗示的に「They」に対する否定的な態度という共通基盤を確認しあう。そしてそれを基に（この場合は実際に「They」が行った行為ではなく）差別的ステレオタイプに基づき「They」を否定的に、また（正当な根拠とは言えないが少なくともその体で）「ガヤガヤ」という具体的状況を提示し、それを評価する（「迷惑」）ことを通して、相対的に「自分たち(We)はそうではない」と差別化を行う。そしてそこに所属する互いの価値の高さを確認し合っているのである。

会話におけるヘイトスピーチはこのように、ゴシップの一形態と見なすことができる場合がある。つまり、互いの共通基盤と価値を確認し合うためのポジティブ・ポライトネスの相互供与である。ただし、ゴシップには必ずしも第三者への「否定的」な評価が必要となるわけではないだろう。例えばあこがれの芸能人の生活などを取り上げ、それに対する羨望を語ることにより、自虐的に、しかし自分たちには自分たちなりの固有の楽しみや充実感があるという了解を共有しながら仲間意識を築くこともできる。

そして話題と関連して2点目に、「差別」という社会規範からの逸脱、という話題の特殊性が挙げられる。心理学では古くから、自己開示の程度と相手との関係性との関連が指摘されてきた(Altman&Taylor, 1973等)。丹波・丸野(2010)は、自己開示内容をレベルごとに分類し、どのレベルの内容をどの程度親しい相手に開示するかを調査している。分類の基準や親密度の測定自体の妥当性についての議論はここでは避けるが、本稿で用いてきた意味での自己呈示⁸⁾と品行の観点から考えるならば、社会規範を逸脱した自己の呈示を行うことは、それがその相手には許容される、つまりそれほど相手と親しい関係にあると話者が信じていることを伝達することになる。なぜなら、Goffmanの指摘のように、我々には相互行為にふさわしい相手としての

自尊心を保つことが互いに期待されているのであり、一般に、自ら相手から低く評価されると信じていることを行ったり、自分の不利益になるような自己呈示を行ったりはしないと想定されているからである。談話例2では、知的障がい者に対する否定的態度を呈示してまで、DはCのフェイス補償を行おうとしていると考えることができるだろう。

ポライトネスの観点から考えると、このような自己呈示は、親密さに基づく相手への信頼を示すポジティブ・ポライトネスに該当する。そして、信頼と親密さを目の前の相手から贈られれば、それと同等の信頼と親密さを返すのが、フェイスのレシプロカルな性質に基づく会話におけるポライトネスの規範である。卑近な例ではあるが、恋人からの「好きだよ」に対する返答の正解は「私／僕も好きだよ」であり、決して「ありがとう」ではない。「ありがとう」はもちろんそれ自体全く否定的な表現ではなく、本来は贈り物(この場合は好意の呈示)に対する返礼の言語行為であって、ポジティブ・ポライトネスになるはずである。しかし実際には、こう言われた恋人は不快に感じるだろう。好意と親密さの呈示に対する返報として、感謝の表明はフェイス均衡の要件を十分に満たさないのである。

このように両者のフェイスに不均衡が生じる場合や意見に食い違いがある場合には、B&Lでは「悪意のない嘘 (white lie)」を用い、相手のフェイスを侵害しないようなストラテジーを選択するものとされている。従って、もしも自分自身が特定のアイデンティティグループに対して特別に偏見を持っていなかったとしても、相互行為の相手がヘイトスピーチを行った場合、(よほど信念を持っていない限り)我々は相手との人間関係を優先した「悪意のない嘘」で応じる可能性が高い。相手が信頼と親密さを呈示するならば、それを受け入れ、また同等の返報を行うことが、相手との心理的軋轢を生まないためには肝要なのである。

このように見ていくと、互惠的フェイスワークに基づく「円滑なコミュニケーション」では、「ポライトネス」という会話における規範が「差別をすべきではない」という社会正義よりも強い倫理軸として働いているようだ。我々は相互行為上の要請、ポライトネスの規範のために、差別的談話への参与や相手の差別的発言への同意をせざるを得ない。

協働で互いのフェイスを保持しあうコミュニケーションは、目の前の相手との人間関係を良い状態に

構築・維持するための、つまり相互行為上の「善」である。ここにおいて差別という「悪」は「善」へと転換する。特定のアイデンティティを持つ人々の存在を軽視し、彼らの社会、経済、文化、政治等における対等な参与を阻害する「差別」という行為に自分たちがたとえ加担することになったとしても、相互行為の相手へのポライトネスは「円滑なコミュニケーション」のための「最善」の手段になってしまうのである。

ポライトネスの規範は、一見、何でもないただの「マナー」の一種であるように思われる。しかしCialdiniら(1991)は社会心理学研究において社会規範を2種類に分類し、明文化された法律や慣習やルールである「命令的規範(injunctive norm)」よりも、多くの人々が実際に取っている行動としての「記述的規範(descriptive norm)」のほうが、我々の行動に強い影響を及ぼすことを明らかにしている。相互行為上の規範を破って目の前の相手のフェイスを補償せずに放置したり、意見に反対したりすることで、「適格な」相互行為の相手として振る舞わないという選択は、おそらく思っている以上に困難なものだといえるだろう。

本稿で分析してきた談話例の会話参加者らには我々を代表して「悪者」になってもらったが、彼らが行っているのは、「差別」をすること自体を目的とした会話なのではなく、我々の誰もが普段から行っている、自分たちの仲間意識を再構築し、寛容さ、品行の高さを呈示、相互に確認するためにポライトネスの規範を遵守した、「分別のある我々の友人関係づくり」なのである。

以上の考察から、「人はなぜ差別を行うのか」という問いに対し、日常的相互行為分析の観点からはこう答えたいと思う。

「より大きな社会的正義・規範よりも、会話における人間関係構築・維持(ポライトネス)の規範を優先し、相互行為の相手との人間関係を円滑に保つことが重視されるからである」。

5. おわりに：日常に潜む「悪の凡庸さ」

本稿では外国人観光客および知的障がい者に対する偏見を基にした差別の談話構築を考察してきたが、実はステレオタイプを持つことはそれ自体が常に悪なわけではない。ステレオタイプは時に危険の早期察知に役立ち、情報処理の効率を上げるなど、

生物の認知にとって必要不可欠なものでもある（上瀬, 2002）。しかしそこに否定的な評価が付与されると、あるアイデンティティを有する集団に対する「偏見(bias, prejudice)」となり、それを言動に表すと他者に影響を与える「差別」になって、社会における差別の再生産に加担することになる。

バナージ・グリーンワルド（2015）による潜在連合テスト（implicit Association Test）の心理学実験などで明らかにされてきたように、我々は誰も意識的・無意識的に偏見や差別意識を持っている⁸⁾。van Dijk のインタビューにも見られるように、「善良な市民」たる我々の多くは、自分が差別を行っている意識を持たずに差別を行っている。好井（2015）の指摘の通り、我々は自分自身の中にある偏見に意識的に向き合うことが必要だといえよう。

相互行為におけるポライトネスという目前の規範や利益を優先することが、結果として大きな悪、社会における差別の再生産に加担することになるというこの構造は、筆者に、かつてハンナ・アレントが『エルサレムのアイヒマン』の中で論じた「悪の凡庸さ」を思い起こさせる。ナチス支配をポライトネスの規範に、ホロコーストを日常会話における外国人旅行者や知的障がい者への差別に当てはめて、人類史上最大・最悪の民族大虐殺を矮小化しようというわけではない。しかし、大きな程度の差があるにせよ、そこには目前の利害・関心を優先するという人間の性向に通底する構造が透けて見えはしないだろうか。

ナチス親衛隊の中佐だったアイヒマンは第二次世界大戦後、大勢のユダヤ人を強制収容所に送った罪によりエルサレムの法廷で裁かれることになる。アレントはこの裁判を新聞社の特派員として傍聴し、これをレポートという形で公表した。

アイヒマンは裁判における抗弁の中で、（自分の罪を認めながらも）自分は単なる組織の歯車であり、カントの道徳律に従っただけだと主張する。ナチス体制下ではヒトラーの命令を遵守することが「正義」だったのであり、それに違反することこそが不道徳だったのだという主張である。しかしアレントは、カントの道徳律と照らし合わせ、アイヒマンの解釈に偏向のあることを指摘する。曰く、「カントの道徳哲学は、盲目的服従をしりぞける人間の判断の能力に密接に結びついている」（アレント, 2017: 190）のであり、「人間は法に従うだけではあってはならず、単なる服従の義務を越えて自分の意志を法の背後に

ある原理—法がそこから生じてくる源泉—と同一化しなければならない」（同 191）。カント哲学ではこの源泉を実践理性としているが、アイヒマンの日常の用においては「^{フェーラー}総統の意志」だったのである。

より実際的なことを考えると、アイヒマンは、またアイヒマンに限らずナチス党员として活動していた人々、あるいはナチスの体制に盲目的に追従していた人々は、組織の法に従うという「道徳的」な理由だけではなく、組織の一員として労働することによって受け取る報酬や、追従することで得られる庇護を基盤とし、自分自身や家族の生活を築いていたはずである。また、アイヒマンの、「当時の状況ではそのような行動（ナチスの法に反する行動：筆者注）は不可能だった。そんな行動をしたものはひとりもいなかった。そんなことは〈考えられなかった〉のだ」（アレント, 2017: 129）との主張からもわかるように、そもそも絶対的であり、また身体化された規律を対象化して見ること自体が困難であるといえるかもしれない。

アレントは同書においてこの裁判の進行に疑問を呈してもいるが、最終的に、同裁判においてアイヒマンは有罪を言い渡され死刑に処せられた。しかし、アイヒマンはホロコーストに加担した、特別に残酷性を備えた悪魔のような人間だったわけではない。アイヒマンをそのように描き出そうとする検察の努力もむなしく、アレントの目には彼が、どこにでもいる凡庸な一官僚にしか映らなかった。アイヒマンはただ、目前の規則やそれに伴う利害を優先し、「思考」することをやめた多くの大衆の一人であった。しかしこのような多くの「アイヒマン」が、ユダヤ人、またロマの人々の大虐殺を実行に移したのだ。アレントは「悪の陳腐さ（Banality of Evil）」という表現を用いて、ホロコーストのような巨悪に誰もが加担しうる全体主義的社会に警鐘を鳴らしたのである。

「悪の陳腐さ」は、ミクロレベルで考えると、本稿で考察してきた日常会話における差別の再生産にも当てはまる。我々は、より大きな社会規範や倫理よりも、目の前の相手との「円滑なコミュニケーション」を優先する。「和」を重んじると言われる日本社会においては、もしかすると、これは特に顕著といえるかもしれない。

Goffman 曰く、「私たちの日常生活は「他人に親切な立場」を基礎として組み立てられており、「思慮と

「方便的な嘘」によって表面的な合意を保ち、相互承認の仮定を裏切らないようにしなければならない」(ゴッフマン, 2002: 32)。これに違反し、友好関係を維持したいと願う相手からの信頼と親密さの申し出を受け入れたくない者はいない。さらにいうと、その相手は、もしかしたら上司や取引先の相手など、自分の社会生活の利害に関連する人間かもしれないのである。相互フェイス扶助のような儀礼は、「そこからはみ出たものを、逸脱者として排除することで儀式的秩序を維持しようとする暴力的な力を持つて」(奥村, 2013: 151) おり、この暗黙の強制力に反する行為を行えば、自分自身が不利益を被ったり排除されたりすることすらあるかもしれない。相手の差別的談話に積極的に参与する、とはいわないまでも、ポライトネスの規範を破り、相づちや同意によって承認すら行わないことが、我々にどうして簡単にできようか。

しかしアレントは、「凡庸な悪」にこそ道徳的責任があることを指摘し、次のように述べる。

「真の道徳的な問題が発生したのはナチス党員の行動によってではないということです。いかなる信念もなく、ただ当時の体制に「同調した」だけの人々の行動によって、真の道徳的な問題が発生したことを見逃すべきではないのです」(アレント, 2016: 91)。

アレントが『エルサレムのアイヒマン』において主張したかったのは、政治、それも全体主義に対する我々の在り方であって、この点を鑑みずに「悪の陳腐さ」だけを取り出すのは簡便に過ぎるかもしれない。また、繰り返すが会話におけるポライトネスの規範は当然、ナチス体制下のヒトラーの至上命令と同列に語ることはできない。しかしそうであるならばむしろ、我々がこれに「違反」することも、アイヒマンよりずっと容易であるはずだ、と考えられはしないだろうか。

本稿で見てきた差別的談話の構造は、それが人々の日常会話において行われる限り、在日コリアン、被差別部落出身者、女性、性的マイノリティ等、全ての差別に該当するものと考えてよいだろう。しかし一方で、特定の被差別アイデンティティを有しているからといってどのような文脈でも被害者であるわけではないことにも注意したい。在日コリアンのコミュニティにおいて女性差別があるように、女性解放運動において人種差別があるように、我々は常に被害者にもなりうるし、加害者にもなりうる。また、被差別アイデンティティにまつわるステレオタイプや偏

見を、被差別者自らが日々社会に対して再生産し、それがまた自分や同じアイデンティティを有する他者を苦しめることにつながっているという側面も考慮しなければならない。私自身、「女性」というマイノリティの属性を背負って日々生きている。一方にフェミニズムはジェンダーによる不均衡が解消された結果無用のものになった、という楽観的な言説があり、他方には女性性を賢く利用して差別など気にも留めないという女性たちのいる中で、私はこれまでこの性にまつわる多くの不平等を感じ、憤って反発しては不利益を被るという経験もしてきた。しかし同時に、日々、身体化された、女性としての無意識の自分自身の振る舞いが、社会における「女性のあるべき姿」を再生産していることも事実であり、それに気づいては自分自身を憎むことも多い。

本稿はこれまで十分に行われてこなかった日常会話を対象とした、おそらく日本語の相互行為的談話研究では初めての「ヘイトスピーチ研究」である。この小論が所詮研究者の「机上の空論」であって、人々の目や心に触れる機会に多く恵まれないとしても、誰からも、何ひとつ、不当に奪うことのない社会の実現に向けた小さな一歩たりたいと願ってやまない。

謝辞

本研究は JSPS 科研費 JP 3032033 の助成を受けたものです。

本研究で用いた会話データを記録させてくださった協力者の方々には、心より御礼申し上げます。そして、差別に苦しむ人々が少しでも減ることを心から祈って、誰よりも優しい心を持っていた藤原裕明氏に拙稿を捧げます。

文字化の規則

／／：／／の後の発話が次の番号の発話と同時に発せられたことを示す。

(0.5) : () 中の数字は 0.5 秒刻みで表示される、話の中で起こる沈黙の長さを示す。(0.5)は 0.5 秒の沈黙であることを示す。

— : 「—」の前の音節が長く伸ばされていることを示す。「—」の数が多ければ、長く発せられていることを示す。

? : 疑問符ではなく、上昇イントネーションを示す。

, : 直前のターンの中で不自然ではない、ごく短い沈黙を示す。

{ } : 非言語情報を示す (例 : {笑い})。

[]: 付加的情報を示す (例: なかいちんち [中一日]).

【 】: 状況を記述する.

注

- 1) 上瀬 (2002) は「カテゴリー」「ステレオタイプ」「偏見」「差別」について次のように説明している.
すなわち、「カテゴリー」とは、「ある特徴をもつものを他から区別して分類するくくり」, 「ステレオタイプ」は「あるカテゴリーで人を分けたときにそこに含まれる人が皆, ある特徴を持っているようにイメージされること」, 「偏見」はステレオタイプの中で, 否定的評価や感情を含む場合を指し, 「差別」とは, ステレオタイプや偏見が基になった否定的判断が相手に対する行動として現れたものである.
本稿は心理学研究のように「本当の考え」や「頭の中」を問題とするのではなく, 言語行為を含むあらゆる振る舞いを社会的実践と捉えるため, 言動に表れる偏見はすべて「差別」と見なす.
- 2) 前田 (2013) は差別的言動は犯罪と捉えるべきだと明言し, 「ヘイトスピーチ」という表現は我々にそれがあたかも単なる「スピーチ」であるかのような印象を与えて問題を矮小化する可能性のあることを指摘している. 差別的言動は単なる「個人的な悪口」なのではなく, 「差別に基づく, 暴力, 脅迫, 迫害」(同, 6) であり, 「事件の本質は暴力と迫害である. 単なるスピーチではない」(同) として, 英米法で用いられてきた「ヘイトクライム」という表現を使用する.
- 3) 梁 (2016) は, ヘイトスピーチの定義の核心には「差別煽動」があると主張し, ヘイトスピーチを「差別/憎悪を煽動する表現/行為」と定義する. しかし何を「煽動」とするかについては議論の余地が残るように思われる.
- 4) ただし, 高 (2015) は在日コリアンへの差別は, 2000年代のある時期までは, 「理性的な, 基本的な教育を終えた大人がそのようなことをするものではないという暗黙の」社会規範となっていたが, 現在では公人や政治家が在日コリアンへの差別発言を行っても「社会的な罰の対象になることはほとんどない」として「完全に崩壊している」と捉えている (高, 2015: 3). 日本における在日コリアンへの差別は最も残忍で苛烈なもののひとつであり, そのような犯罪が, 高の指摘のように言論の自由のもと看過されている事実を軽視するものではない. しかし「差別」そのものを「善」か「悪」かと捉える視点においては, van Dijk の差別否定のストラテジー (後述) にも表れているように, 人々はそれを「悪」と見なす, あるいは少なくともそう考えていると振る舞う必要性を感じる程度には「差別はいけないもの」という社会規範を共有しているものと考えられる.
- 5) パフォーマンスにおいて, ある行為主体は, 何か別の目的のための手段として相手の印象を意識的に操ろうと動いている場合 (「醒めた態度」, Goffman, 1959) もあれば, 自分の演じる役割を自分自身のリアリティそのものだと信じ込んでいる場合 (「生真面目さ」, 同) もある.
- 6) このような差別や不利益を被る対象の転換は, 従来からの偏見に基づく「古典的レイシズム (Old-fashioned Racism)」とは異なる「現代的レイシズム (Modern Racism)」の特徴として指摘されているものである (McConahay, 1986). 高 (2013) によると, 現代的レイシズムは (1) 黒人に対する偏見や差別はすでに存在指摘おらず, (2) したがって黒人と白人との間の格差は黒人が努力しないことによるものであり, (3) それにもかかわらず黒人は差別に抗議し過剰な要求を行い, (4) 本来得べきもの以上の特権を得ているという, 4つの信念から構成されている (高, 2015: 13-4).
- 7) ポライトネス研究は, B&L に代表される規範的・トップダウン式の研究から, 2000年代の「談話的転換 (discursive turn)」により, 現在では構築主義的観点を持つ研究が欧米では主流になっている. 本稿も基本的には構築主義を基盤とするものであるが, ここでは相互行為における規範を問題とするため, 便宜的に B&L のポライトネス理論を参照することとする.
- 8) 「自己開示」と「自己呈示」は英語では共に “self-presentation” と表記されるが, 「自己開示」には「真」の自己が内在することが前提されており, それを操作なしに他者に伝達することが可能であると仮定するもので, 従って心理学関連の研究にしばしば用いられる. 一方の「自己呈示」は, 仮に「真」の自分が想定されていた場合であっても, それをいかに他者に伝達するのかのほうに観点が置かれ, 相互行為や社会学関連の研究において選好される. 実際に “self-presentation” を行う場合には, 語彙の選択, 強調, バラ言語や非言語情報等あらゆる情報の意図的・非意図的選択が伴うのであるから, 実際に行われる相互行為における「自己開示」はすべからず「自己呈示」であるというのが筆者の立場である.

- 9) バナージ・グリーンワルド (2015) は、「人種」「ジェンダー」「セクシュアリティ」などに関する認知実験を行い、反差別運動に参加するような人々でさえ、潜在意識化では偏見を持っていることを明らかにしている。バナージ・グリーンワルドは、このようなテストで偏見を持っていることが明らかになった多くの人々に対し、「人種差別主義者」というラベルを貼ることを不当だとし、「居心地の悪い平等主義者」と表現している。

参考文献

- 1) Altman, Irwin, & Taylor, A. Taylor. (1973) *Social penetration: The development of interpersonal relationship*. New York: Holy, Rinehart, & Winston.
- 2) Arendt, Hannah. (1963/2014) *Eichmann in Jerusalem*. Piper Verlag GmbH. = 大久保和郎 (訳) (2017) 『エルサレムのアイヒマン—悪の陳腐さについての報告』東京：みすず書房.
- 3) Arendt, Hannah. (2005) *Responsibility and Judgement*. New York: Schocken. = コーン, ジェローム (編), 中山元 (訳) (2016) 『責任と判断』東京：ちくま学芸文庫.
- 4) バナージ, M. R. ・ グリーンワルド, A. G. (著), 北村英哉ら (訳) (2015) 『心の中のブラインド・スポット：善良な人々に潜む非意識のバイアス』京都：北大路書房.
- 5) Brown, Penelope. and Levison, C. Stephen. (1987) *Politeness: Some Universals in Language Usage*. Cambridge: Cambridge University Press.
- 6) Eggins, Suzanne. and Slade, Diana. (1996) *Analyzing Casual Conversation*. London: Cassel.
- 7) Goffman, Erving. (1959) *The Presentation of Self in Everyday Life*. New York: Anchor. = 石黒毅 (訳) (1974) 『行為と演技』東京：誠信書房.
- 8) Goffman, Erving. (1967) *Interaction Ritual*. = 浅野敏夫 (訳) (2002) 『儀礼としての相互行為』東京：法政大学出版会.
- 9) Gumperz, John. (1982) *Discourse Strategies*. Cambridge: Cambridge University Press.
- 10) 上瀬由美子 (2003) 『ステレオタイプの社会心理学：偏見の解消に向けて』東京：サイエンス社.
- 11) 小林健治. (2016) 『最新差別語・不快語』東京：にんげん出版.
- 12) 前田朗 (2013) 『増補新版 ヘイト・クライム：憎悪犯罪が日本を壊す』東京：三一書房.
- 13) 三牧陽子(2008) 「会話参加者による FTA バランス探求行動」社会言語科学 11(1). 125-138.
- 14) 奥村隆 (2013) 『反コミュニケーション』東京：弘文堂.
- 15) 大塚生子 (2014) 「夫婦間会話における自己フェイス補償ストラテジー：(イン)ポライトネスの観点から」大阪大学言語文化学, 23, 31-43.
- 16) 大塚生子 (2016) 「夫婦間会話のイン／ポライトネス分析：会話における『期待』を手がかりに」三牧陽子ら (編) 『インターカルチュラル・コミュニケーションの理論と実践』東京：くろしお出版, pp. 101-115.
- 17) 梁英聖 (2016) 『日本型ヘイトスピーチとは何か』東京：影書房.
- 18) 高史明 (2015) 『レイシズムを解剖する：在日コリアンへの偏見とインターネット』東京：勤草書房.
- 19) 丹波空・丸野俊一 (2010) 自己開示の深さを測定する尺度の開発. パーソナリティ研究, 3, 196-209.
- 20) van Dijk, A. Teun. (1984) *Prejudice in Discourse*. Amsterdam: Benjamins.
- 21) van Dijk, A. Teun. (1992) Discourse and the denial of racism. *Discourse and Society*, 3(1). 87-118.
- 22) van Dijk, A. Teun. (2004) Racist discourse. In Ellis Cashmore (Ed.). *Routledge Encyclopedia of Race and Ethnic Studies*. London: Routledge.
- 23) van Dijk, A. Teun. (2008) Discourse and Racism. In David Theo Goldberg, John Solomos (Eds.). *A companion to Racial and Ethnic Studies*. 145-159.
- 24) 好井裕明 (2015) 『差別の現在：ヘイトスピーチのある日常から考える』東京：平凡社.